

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8月22日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社小田原エンジニアリング
【届出者の住所又は所在地】	神奈川県足柄上郡開成町吉田島4289番地
【最寄りの連絡場所】	神奈川県足柄上郡開成町吉田島4289番地
【電話番号】	0465 - 83 - 1122(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 石塚 立身
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社小田原エンジニアリング (神奈川県足柄上郡開成町吉田島4289番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社小田原エンジニアリングをいいます。
(注2) 本書中の「対象者」とは、ローヤル電機株式会社をいいます。
(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月13日付で提出した公開買付届出書の記載事項及びその添付書類である平成25年8月13日付公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日の前々日又は前日現在の預金

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

公開買付届出書の添付書類

平成25年8月13日付公開買付開始公告

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

(訂正前)

<前略>

同氏は、かかる検討を行うにあたり、本意見表明を行う上で講じられた公正性・透明性・合理性を担保するための手続きを確認するために当社取締役に対してヒアリングを実施し、当社が選定された公開買付者の決定に至るまでの入札による選定手続きの過程、当社による本公開買付けの目的及び本公開買付価格の妥当性を判断するために参考にした第三者機関であるTMACから提出された株式価値算定書の内容について説明を受けたとのことです。さらに、同氏は対象者から独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けたとのことです。

<後略>

(訂正後)
<前略>

同氏は、かかる検討を行うにあたり、本意見表明を行う上で講じられた公正性・透明性・合理性を担保するための手続きを確認するために対象者取締役に対してヒアリングを実施し、当社が選定された公開買付者の決定に至るまでの入札による選定手続きの過程、当社による本公開買付けの目的及び本公開買付けの妥当性を判断するために参考にした第三者機関であるT M A Cから提出された株式価値算定書の内容について説明を受けたとのこと。さらに、同氏は対象者から独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けたとのこと。

<後略>

8【買付け等に要する資金】

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

(訂正前)

種類	金額(千円)
普通預金	1,585,037,547
当座預金	420,560,940
定期預金	500,000,000
計(a)	2,505,598,487

(訂正後)

種類	金額(千円)
普通預金	1,585,037
当座預金	420,560
定期預金	500,000
計(a)	2,505,598

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

2,505,598,487千円((a)+(b)+(c)+(d))

(訂正後)

2,505,598千円((a)+(b)+(c)+(d))

公開買付届出書の添付書類

平成25年8月13日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

- (4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

(訂正前)

<前略>

同氏は、かかる検討を行うにあたり、本意見表明を行う上で講じられた公正性・透明性・合理性を担保するための手続きを確認するために当社取締役に対してヒアリングを実施し、当社が選定された公開買付者の決定に至るまでの入札による選定手続きの過程、当社による本公開買付けの目的及び本公開買付価格の妥当性を判断するために参考にした第三者機関であるTMACから提出された株式価値算定書の内容について説明を受けたとのことです。さらに、同氏は対象者から独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けたとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

同氏は、かかる検討を行うにあたり、本意見表明を行う上で講じられた公正性・透明性・合理性を担保するための手続きを確認するために対象者取締役に対してヒアリングを実施し、当社が選定された公開買付者の決定に至るまでの入札による選定手続きの過程、当社による本公開買付けの目的及び本公開買付価格の妥当性を判断するために参考にした第三者機関であるTMACから提出された株式価値算定書の内容について説明を受けたとのことです。さらに、同氏は対象者から独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けたとのことです。

<後略>